○　石川県道路交通に関する講習実施規程

（昭　和　４７　年　５　月　１５　日
石川県公安委員会規程第４号）

改正　昭和50年４月１日公安委規程第１号
昭和60年10月１日公安委規程第４号
昭和60年12月20日公安委規程第５号
平成２年９月１日公安委規程第２号
平成４年11月１日公安委規程第５号
平成６年３月29日公安委規程第２号
平成６年10月１日公安委規程第５号
平成８年８月30日公安委規程第５号
平成10年９月14日公安委規程第４号
平成12年３月31日公安委規程第３号
平成14年５月31日公安委規程第５号
平成19年５月25日公安委規程第５号
平成21年３月３日公安委規程第１号
平成21年５月29日公安委規程第５号
平成25年８月６日公安委規程第３号
平成26年５月30日公安委規程第６号
平成27年５月25日公安委規程第２号
平成29年３月３日公安委規程第２号
平成31年３月28日公安委規程第１号
令和元年11月28日公安委規程第５号
令和３年６月11日公安委規程第４号
令和４年５月13日公安委規程第７号
令和５年６月30日公安委規程第４号

石川県道路交通に関する講習実施規程を次のように定める。

石川県道路交通に関する講習実施規程

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第１章の２　初心運転者講習（第３条の２－第３条の５）
第１章の３　若年運転者講習（第３条の６－第３条の９）
第２章　安全運転管理者等講習（第４条－第６条）
第３章　処分者講習（第７条－第10条）
第３章の２　違反者講習（第10条の２－第10条の６）

第３章の３　特定小型原動機付自転車運転者講習（第10条の７－第10条の10）
第３章の４　自転車運転者講習（第10条の11－第10条の14）
第４章　指定教習所職員講習（第11条－第13条）
第４章の２　高齢者講習（第13条の２－第13条の５）
第５章　更新時講習（第14条－第17条）
第５章の２　取消処分者講習（第17条の２－第17条の５）
第５章の３　原付講習（第17条の６－第17条の９）
第５章の３の２　大型車講習（第17条の９の２－第17条の９の５）
第５章の３の３　中型車講習（第17条の９の６－第17条の９の９）
第５章の３の４　準中型車講習（第17条の９の10－第17条の９の13）
第５章の４　普通車講習（第17条の10－第17条の13）
第５章の５　大型二輪車講習（第17条の14－第17条の17）
第５章の６　普通二輪車講習（第17条の18－第17条の21）
第５章の７　応急救護処置講習(一)（第17条の22－第17条の25）
第５章の８　応急救護処置講習(二)（第17条の26－第17条の29）
第５章の９　大型旅客車講習（第17条の30－第17条の33）
第５章の９の２　中型旅客車講習（第17条の33の２－第17条の33の５）
第５章の10　普通旅客車講習（第17条の34－第17条の37）
第６章　その他の講習（第18条－第19条）
第７章　雑則（第20条－第22条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イに規定する認知機能検査及び運転技能検査の実施並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関して行う講習並びに法第108条の２第１項及び第２項に規定する石川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う講習の実施について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条及び第38条の２並びに石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）第32条第２項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（安全運転学校の運営等）

第２条　細則第32条に規定する石川県安全運転学校（以下「学校」という。）に学校長をおく。

２　学校長には、石川県警察本部交通部に勤務する警視又は同相当職の一般職員をあてるものとする。

３　学校長は、学校の運営、管理及び警察の行う道路交通に関する講習の指導にあたるものとする。

（業務の委託を受けた者の義務）

第３条　法第108条第１項の規定により免許関係事務の委託を受けた者及び法第108条の２第３項の規定により講習の委託を受けた者は、その実施に関して公安委員会の指示に従い、かつ、所要事項を報告しなければならない。

第１章の２　初心運転者講習

（講習の申出）

第３条の２　法第108条の２第１項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けようとする者は、規則第38条の４に定める初心運転者講習通知書を提示するとともに講習申出書（別記様式第１）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第３条の３　初心運転者講習の講習時間は、次の各号に定めるとおりとする。

一　準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る者にあっては７時間

二　原付免許に係る者にあっては４時間

（講習科目の基準）

第３条の４　初心運転者講習の講習科目は別表第１に掲げる基準により行うものとする。

（講習の移送）

第３条の５　初心運転者講習通知書を発する際、講習対象者が他都道府県に住所移動をしていた場合は、初心運転者講習移送通知書（別記様式第２）により移動先を管轄する公安委員会へ通知するものとする。

第１章の３　若年運転者講習

（講習の申出）

第３条の６　法第108条の２第１項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けようとする者は、規則第38条の４の２の２に定める若年運転者講習通知書を提示するとともに講習申出書（別記様式第２の２）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第３条の７　若年運転者講習の講習時間は９時間とし、原則として連続する２日間で行うものとする

（講習科目の基準）

第３条の８　若年運転者講習の講習科目は別表第１の２に掲げる基準により行うものとする。

（講習の移送）

第３条の９　若年運転者講習通知書を発する際、講習対象者が他都道府県に住所移動をしていた場合は、若年運転者講習移送通知書（別記様式第２の３）により移動先を管轄する公安委員会へ通知するものとする。

第２章　安全運転管理者等講習

（講習時間の基準）

第４条　法第108条の２第１項第１号に規定する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の講習時間は別表第２に掲げる基準によるものとする。

（講習科目の基準）

第５条　安全運転管理者等講習の講習科目は別表第３に掲げる基準により行うものとする。

（受講証明）

第６条　安全運転管理者等講習を終了した者に対しては受講証明書（別記様式第３号）を交付するものとする。

第３章　処分者講習

（講習の申出）

第７条　法第108条の２第１項第３号に規定する講習（以下「処分者講習」という。）を受けようとする者は、規則第30条の４に定める運転免許停止処分書を提示するとともに講習申出書（別記様式第４）を石川県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

（講習実施区分等）

第８条　処分者講習は規則第38条第３項第５号に規定する表の免許の保留等の期間40日未満に係る講習（以下「短期講習」という。）、免許の保留等の期間が40日以上90日未満に係る講習（以下「中期講習」という。）及び免許の保留等の期間が90日以上に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分して行うものとする。

２　前項の講習時間は、短期講習にあっては６時間、中期講習にあっては10時間、長期講習にあっては12時間とする。

３　第１項の講習は受講者の危険性の態様に応じ、これを特別学級及び一般学級に分けて行うものとする。

（講習科目の基準）

第９条　処分者講習の講習科目は別表第４に掲げる基準により行うものとする。

（処分期間の短縮）

第10条　免許の保留等の期間の短縮は、原則として講習の最後に講習内容の修得状況及び改善効果を確認するために行う考査（以下「終了考査」という。）並びに受講態度によって講習効果を評価し、別表第５の短縮日数の基準に準拠して行うものとする。ただし、終了考査の成績が50パーセント未満である者については免

許の保留等の期間の短縮は行わないものとする。

２　終了考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があったときは、処分者講習を終了した翌日以降の日を指定して再考査を行うものとする。この場合において再考査の成績が50パーセント以上であるときは短縮日数の基準に準拠して、その者の免許の保留等の期間の短縮を行うことができる。ただし、当該短縮日数は短縮日数の基準表の終了考査の成績が可の場合の短縮日数を超えないものとする。

３　第１項の免許の保留等の期間の短縮を受けた者に対する通知は、免許の保留及び免許の効力の停止を受けた者については運転免許の停止期間短縮通知書（別記様式第５）を、自動車等の運転の禁止を受けた者については自動車等の運転禁止期間短縮通知書（別記様式第６）を本人に交付して行う。

第３章の２　違反者講習

（講習の申出）

第10条の２　法第108条の２第１項第13号に規定する講習（以下「違反者講習」という。）を受けようとする者は、規則第38条の４の２に定める違反者講習通知書を提示するとともに違反者講習受講申請書（別記様式第６の２）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第10条の３　違反者講習の講習時間は、６時間とする。ただし、その内訳は次に掲げるとおりとする。

(1) 座学（講義）　３時間

(2) 社会参加活動又は実車と運転シミュレーターによる診断と指導　３時間

（講習科目の基準）

第10条の４　違反者講習の講習科目は別表第５の２に掲げる基準により行うものとする。

（処分関係）

第10条の５　違反者講習を受講した者には、運転免許の停止及び自動車運転の禁止（以下この条において「処分」という。）を行わないものとする。

なお、違反者講習を受講しなかった者に対しては、30日間の処分とし、第３章に規定する処分者講習を受講させないものとする。

（講習の移送）

第10条の６　違反者講習の対象者に違反者講習通知書を発しようとする場合、その対象者がその住所地を他都道府県に変更していたときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）へ違反者講習移送通知書（別記様式第６の３又は別記様式第６の４）を送付するものとする。

なお、違反者講習通知書を発した後にその対象者がその住所地を他都道府県に

変更していた場合は、新公安委員会へ違反者講習通知移送通知書（別記様式第６の５又は別記様式第６の６）を送付するものとする。

２　前項の例により、他都道府県公安委員会から違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付があり、石川県公安委員会が新公安委員会となった場合に、違反者講習の対象者が受講期間内に違反者講習を受講しなかったときは、その者が違反者講習の対象者となった時における住所地を管轄する公安委員会へ違反者講習期間経過通知書（別記様式第６の７又は別記様式第６の８）を送付するものとする。

第３章の３　特定小型原動機付自転車運転者講習

（特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の受領）

第10条の７　法第108条の２第１項第15号に規定する講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）に該当し、規則第38条の４の４第１項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第６の９）を公安委員会に提出するものとする。

（処分基準）

第10条の８　特定小型原動機付自転車運転者講習は別表第５の３に掲げる処分基準により行うものとする。

（講習の申出）

第10条の９　特定小型原動機付自転車運転者講習を受けようとする者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（別記様式第６の10）を公安委員会に提出するものとする。

（受講証明書）

第10条の10　特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第６の11）を交付するものとする。

２　前項の特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書を亡失、滅失又は棄損した場合で、再交付を申し出た者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第６の12）を公安委員会に提出させ、保管している副本の写しを交付する。

第３章の４　自転車運転者講習

（自転車運転者講習受講命令書の受領）

第10条の11　法第108条の２第１項第16号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）に該当し、規則第38条の４の４第２項に規定する自転車運転者講習受講命令書の交付を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第６の13）を公安委員会に提出するものとする。

（処分基準）

第10条の12　自転車運転者講習は別表第５の４に掲げる処分基準により行うものとする。

（講習の申出）

第10条の13　自転車運転者講習を受けようとする者は、自転車運転者講習受講申請書（別記様式第６の14）を公安委員会に提出するものとする。

（受講証明書）

第10条の14　自転車運転者講習を終了した者に対しては、自転車運転者講習終了証書（別記様式第６の15）を交付するものとする。

２　前項の自転車運転者講習終了証書を亡失、滅失又は棄損した場合で、再交付を申し出た者に対しては、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第６の16）を公安委員会に提出させ、保管している副本の写しを交付する。

第４章　指定教習所職員講習

（講習の時間）

第11条　法第108条の２第１項第９号に規定する講習（以下「指定教習所職員講習」という。）の講習時間は技能検定員については10時間、教習指導員については９時間、管理者を直接に補佐する職員については６時間とする。

（講習科目の基準）

第12条　指定教習所職員講習の講習科目は別表第６に掲げる基準により行うものとする。

（受講証明）

第13条　指定教習所職員講習を終了した者に対しては受講証明書（別記様式第７）を交付するものとする。

第４章の２　高齢者講習

（講習の申出）

第13条の２　法第108条の２第１項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）を受けようとする者は高齢者講習等通知書又は法第101条の７第５項に基づく通知を受けた者は臨時高齢者講習通知書（細則別記様式第12の８）を公安委員会に提示するとともに、高齢者講習等受講申請書（別記様式第７の２）を提出するものとする。

（講習の時間）

第13条の３　高齢者講習及び法第101条の７第４項に基づき行う講習（以下「臨時高齢者講習」という。）の講習時間は２時間とする。

２　前項における講習時間は、大型特殊、自動二輪、小型特殊又は原動機付自転車免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者にあっては、２時間を１時間に読み替えるものとする。

（講習科目の基準）

第13条の４　高齢者講習及び臨時高齢者講習の講習科目は、別表第６の２に掲げる基準により行うものとする。

（受講証明）

第13条の５　高齢者講習及び臨時高齢者講習を終了した者に対しては高齢者講習終了証明書（別記様式第７の３）を交付するものとする。

第５章　更新時講習

（講習の申出及び案内）

第14条　法第108条の２第１項第11号に規定する講習（以下「更新時講習」という。）を受けようとする者は、更新時受講申請書（別記様式第８）を公安委員会に提出するものとする。

２　その者が法第101条及び第101条の２に定める手続を終了したとき、更新時一般講習案内書（別記様式第８の２）、更新時優良講習案内書（別記様式第８の３）又は違反講習、初回講習案内書（別記様式第８の４）を本人に交付して講習の案内を行うものとする。

（講習の区分及び時間）

第15条　更新時講習を一般講習、優良講習、違反講習及び初回講習に区分し、その実施時間は、一般講習については１時間、優良講習については30分、違反講習及び初回講習は２時間とする。

（講習科目の基準）

第16条　更新時講習の講習科目は別表第７に掲げる基準により行うものとする。

（受講証明）

第17条　更新時講習を終了した者に対する受講証明は、第14条に定めるところにより交付した更新時一般講習案内書、更新時優良講習案内書又は更新時違反講習、初回講習案内書に付記した証明欄に講習担当者が押印することによってこれを行うものとする。

第５章の２　取消処分者講習

（講習の申出）

第17条の２　法第108条の２第１項第２号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第10）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の３　取消処分者講習の講習時間は、13時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の４　取消処分者講習の講習科目は、別表第８に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の５　取消処分者講習を終了した者に対しては、取消処分者講習終了証明書（別記様式第11）を交付するものとする。

２　前項の終了証明書を亡失、滅失又は損傷した場合で、再交付を申し出た者に対しては、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第12）を公安委員会に提出させ、これを交付するものとする。

第５章の３　原付講習

（講習の申出）

第17条の６　法第108条の２第１項第６号に規定する講習（以下「原付講習」という。）を受けようとする者は、原付講習受講申請書（別記様式第10の２）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の７　原付講習の講習時間は、３時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の８　原付講習の講習科目は、別表第９に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の９　原付講習を終了した者に対しては、原付講習終了証明書（別記様式第10の３）を交付するものとする。

第５章の３の２　大型車講習

（講習の申出）

第17条の９の２　大型免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第４号に規定する講習（以下「大型車講習」という。）を受けようとする者は、大型車講習受講申請書（別記様式第10の３の２）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の９の３　大型車講習の講習時間は、４時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の９の４　大型車講習の講習科目は、別表第９の２に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の９の５　大型車講習を終了した者に対しては、大型車講習終了証明書（別記様式第10の３の３）を交付するものとする。

第５章の３の３　中型車講習

（講習の申出）

第17条の９の６　中型免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第４号に規定する講習（以下「中型車講習」という。）を受けようとする者は、中型車講習受講申請書（別記様式第10の３の４）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の９の７　中型車講習の講習時間は、４時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の９の８　中型車講習の講習科目は、別表第９の２に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の９の９　中型車講習を終了した者に対しては、中型車講習終了証明書（別記様式第10の３の５）を交付するものとする。

第５章の３の４　準中型車講習

（講習の申出）

第17条の９の10　準中型免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第４号に規定する講習（以下「準中型車講習」という。）を受けようとする者は、準中型車講習受講申請書（別記様式第10の３の６）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の９の11　準中型車の講習時間は、８時間とする。ただし、現に普通免許を受けている者に対する講習にあっては４時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の９の12　準中型車講習の講習科目は、別表第９の２及び別表第９の２の２に掲げる基準によりこれを行うものとする。

ただし、現に普通免許を受けている者に対しては、別表第９の２に掲げる基準とする。

（受講証明）

第17条の９の13　準中型車講習を終了した者に対しては、準中型車講習終了証明書（別記様式第10の３の７）を交付するものとする。

第５章の４　普通車講習

（講習の申出）

第17条の10　普通免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第４号に規定する講習（以下「普通車講習」という。）を受けようとする者は、普通車講習受講申請書（別記様式第10の４）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の11　普通車講習の講習時間は、４時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の12　普通車講習の講習科目は、別表第９の２の２に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の13 普通車講習を終了した者に対しては、普通車講習終了証明書（別記様式第10の５）を交付するものとする。

第５章の５　大型二輪車講習

（講習の申出）

第17条の14　大型二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第５号に規定する講習（以下「大型二輪車講習」という。）を受けようとする者は、大型二輪車講習受講申請書（別記様式第10の６）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の15　大型二輪車講習の講習時間は、３時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の16　大型二輪車講習の講習科目は、別表第９の３に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の17 大型二輪車講習を終了した者に対しては、大型二輪車講習終了証明書（別記様式第10の７）を交付するものとする。

第５章の６　普通二輪車講習

（講習の申出）

第17条の18　普通二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第５号に規定する講習（以下「普通二輪車講習」という。）を受けようとする者は、普通二輪車講習受講申請書（別記様式第10の８）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の19　普通二輪車講習の講習時間は、３時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の20　普通二輪車講習の講習科目は、別表第９の３に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の21　普通二輪車講習を終了した者に対しては、普通二輪車講習終了証明書（別記様式第10の９）を交付するものとする。

第５章の７　応急救護処置講習（一）

（講習の申出）

第17条の22　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第８号に規定する講習（以下「応急救護処置講習（一）」という。）を受けようとする者は、応急救護処置講習（一）受講申請書（別記様式第10の10）を公安委員会に提出するもの

とする。

（講習の時間）

第17条の23　応急救護処置講習（一）の講習時間は、３時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の24　応急救護処置講習（一）の講習科目は、別表第９の４に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の25　応急救護処置講習（一）を終了した者に対しては、応急救護処置講習（一）終了証明書（別記様式第10の11）を交付するものとする。

第５章の８　応急救護処置講習（二）

（講習の申出）

第17条の26　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第８号に規定する講習（以下「応急救護処置講習（二）」という。）を受けようとする者は、応急救護処置講習（二）受講申請書（別記様式第10の12）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の27　応急救護処置講習（二）の講習時間は、６時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の28　応急救護処置講習（二）の講習科目は、別表第９の５に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の29　応急救護処置講習（二）を終了した者に対しては、応急救護処置講習（二）終了証明書（別記様式第10の13）を交付するものとする。

第５章の９　大型旅客車講習

（講習の申出）

第17条の30　大型第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第７号に規定する講習（以下「大型旅客車講習」という。）を受けようとする者は、大型旅客車講習受講申請書（別記様式第10の14）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の31　大型旅客車講習の講習時間は、６時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の32　大型旅客車講習の講習科目は、別表第９の６に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の33　大型旅客車講習を終了した者に対しては、大型旅客車講習終了証明書

（別記様式第10の15）を交付するものとする。

第５章の９の２　中型旅客車講習

（講習の申出）

第17条の33の２　中型第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第７号に規定する講習（以下「中型旅客車講習」という。）を受けようとする者は、中型旅客車講習受講申請書（別記様式第10の15の２）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の33の３　中型旅客車講習の講習時間は、６時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の33の４　中型旅客車講習の講習科目は、別表第９の６に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の33の５　中型旅客車講習を終了した者に対しては、中型旅客車講習終了証明書（別記様式第10の15の３）を交付するものとする。

第５章の10　普通旅客車講習

（講習の申出）

第17条の34　普通第二種免許を受けようとする者に対する法第108条の２第１項第７号に規定する講習（以下「普通旅客車講習」という。）を受けようとする者は、普通旅客車講習受講申請書（別記様式第10の16）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第17条の35　普通旅客車講習の講習時間は、６時間とする。

（講習科目の基準）

第17条の36　普通旅客車講習の講習科目は、別表第９の６に掲げる基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第17条の37　普通旅客車講習を終了した者に対しては、普通旅客車講習終了証明書（別記様式第10の17）を交付するものとする。

第６章　その他の講習

（新免許取得者に対する講習）

第18条　学校長は新たに運転免許試験に合格した者に対して、運転免許証を交付する前に道路交通の安全について講習を行うよう努めなければならない。

２　前項の講習の時間及び講習科目の基準は更新時講習の例によるものとする。

（特定任意講習）

第18条の２　法第97条の２第１項第３号ホ及び道路交通法施行令（昭和35年政令第

270号）第37条の６第２号に定める法第108条の２第２項の規定による講習（以下「特定任意講習」という。）を受けようとする者で、更新期間満了日における年齢が70歳未満の者は、あらかじめ特定任意講習申請書（別記様式第13）を公安委員会に提出するものとする。

２　特定任意講習受講者は、特定任意講習受講申請書（別記様式第14）を公安委員会に提出するものとする。

（講習の時間）

第18条の３　特定任意講習の講習時間は、２時間とする。

（講習科目の基準）

第18条の４　特定任意講習の講習科目は、別表第７に掲げる更新時講習のうち一般運転者に対する講習の基準によりこれを行うものとする。

（受講証明）

第18条の５　特定任意講習を終了した者に対しては、特定任意講習終了証明書（別記様式第15）を交付するものとする。

（認知機能検査員講習）

第18条の６　認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関して行う講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習開始前に認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第16）を提出するものとする。

２　講習時間は、高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に対する講習は３時間、その他の者に対する講習は５時間30分とする。

３　認知機能検査員講習の講習科目は、別表第11に掲げる基準により行うものとする。

４　認知機能検査員講習を受講した者に対しては、終了証（別記様式第17）を交付するものとする。

（認知機能検査）

第18条の７　認知機能検査を受けようとする者は、高齢者講習通知書等又は法第101条の７第２項に基づく通知を受けた者は臨時認知機能検査通知書（細則別記様式第12の７）を公安委員会に提示するとともに認知機能検査受検申請書（別記様式第７の２の２）を提出するものとする。

２　認知機能検査を受検した者に対しては、認知機能検査の結果に応じて、認知機能検査結果通知書（別記様式第18又は別記様式第18の２）を交付するものとする。

（運転技能検査）

第18条の８　運転技能検査の対象者は、高齢者講習等受講通知書を公安委員会に提示するとともに運転技能検査受検申請書（別記様式第７の２の３）を提出するものとする。

２　運転技能検査の検査時間は、１時間とする。

３　運転技能検査の検査科目は、別表第６の２に掲げる基準により行うものとする。
４　運転技能検査を受検した者に対しては、運転技能検査の結果について、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第19）を交付するものとする。

（一般交通安全講習）

第19条　学校長は道路交通の安全に関する講習について一般からの申出があったときは職員の派遣、学校施設の利用、教育資器材の貸与等便宜を供与して安全思想の普及に努めるものとする。

第７章　雑則

（講習会場の秩序維持）

第20条　学校長は講習を妨害し、又は講習場内の秩序をみだすおそれのある者に対しては、当日講習を受けさせないことができる。

（講習効果の測定）

第21条　学校長は受講者に対する講習効果の測定及び検討を行い、常に講習方法の改善に努めなければならない。

（本部長に委任する事項）

第22条　この規定に定めるもののほか講習を実施するため必要な事項は本部長が定めるものとする。

附則

１　この規程は昭和47年５月15日から施行する。
２　石川県自動車等運転免許行政処分者講習実施規程（昭和41年石川県公安委員会規程第２号）は廃止する。

附則（昭和50年４月１日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

附則（昭和60年10月１日公安委員会規程第４号）

この規程は、昭和60年10月１日から施行する。

附則（昭和60年12月20日公安委員会規程第５号）

この規程は、昭和61年１月１日から施行する。

附則（平成２年９月１日公安委員会規程第２号）

１　この規程は、平成２年９月１日から施行する。
２　この規程の施行前に、法第71条の４の初心運転者となった者の初心運転者講習については、なお従前の例による。

附則（平成４年11月１日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成４年11月１日から施行する。

附則（平成６年３月29日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成６年５月10日から施行する。

附則（平成６年10月１日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成６年10月１日から施行する。

附則（平成８年８月30日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成８年９月１日から施行する。

附則（平成10年９月14日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成10年10月１日から施行する。

附則（平成12年３月31日公安委員会規程第３号）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

２　この規程による改正前の石川県道路交通に関する講習実施規程に規定する様式による書面については、改正後の石川県道路交通に関する講習実施規程に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附則（平成14年５月31日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成14年６月１日から施行する。

附則（平成19年５月25日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成19年６月２日から施行する。

附則（平成21年３月３日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附則（平成21年５月29日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成21年６月１日から施行する。

附則（平成25年８月６日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成25年９月１日から施行する。

附則（平成26年５月30日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成26年６月１日から施行する。

附則（平成27年５月25日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成27年６月１日から施行する。

附則（平成29年３月３日公安委員会規程第２号）

１　この規程は、平成29年３月12日から施行する。

２　この規程による高齢者講習終了証明書は、改正後の別記様式第７の３の様式にかかわらず、当分の間、従前の様式によることができる。

附則（平成31年３月28日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附則（令和元年11月28日公安委員会規程第５号）

この規程は、令和元年12月１日から施行する。

附則（令和３年６月11日公安委員会規程第４号）

１　この規程は、令和３年６月11日から施行する。

２　改正前の規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして

使用することができる。

附則（令和４年５月13日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和４年５月13日から施行する。

附則（令和５年６月30日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

別表第１（第３条の４）

初心運転者講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　安全運転意識の向上	(1)　運転意識の改善の必要性 (2)　運転適性検査
２　場内コースにおける運転演習	(1)　運転技能の補正 (2)　危険の予測・危険の判断の実地訓練
３　路上における運転演習	(1)　運転行動の観察 (2)　他の交通に対する配慮 (3)　路上運転についての話し合い
４　危険予測訓練	(1)　危険予測ディスカッション (2)　危険の予測・判断能力の向上
５　新たな心構え	(1)　効果測定 (2)　新たな心構えの確立 (3)　総合講評

別表第１の２（第３条の８）

若年運転者講習の講習科目に関する基準

講　習　事　項	講　　習　　科　　目
１　運転適正	（１）運転適性検査 （２）性格と運転の根拠
２　技能録画	（１）運転姿勢 （２）運転映像
３　個別指導	（１）心理特性や運転技能 （２）運転行動の変化
４　安全運転指導	（１）弱点となる場面における指導 （２）運転行動及び心理特性の解説

別表第２（第４条関係）

講習時間の基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　分</td><td colspan="2">安　全　運　転　管　理　者</td><td rowspan="2">副安全運転管理者</td></tr>
<tr><td>副安全運転管理者の選任を要する事業所</td><td>副安全運転管理者の選任を要しない事業所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運転管理の経験</td><td>３年未満</td><td>６　時　間</td><td>６　時　間</td><td>６　時　間</td></tr>
<tr><td>３年以上</td><td>６　時　間</td><td>６　時　間</td><td>６　時　間</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他特別講習を必要とする者</td><td>８　時　間</td><td>８　時　間</td><td>８　時　間</td></tr>
</table>

備考　特別講習は、事故、違反多発事業所等安全運転管理の強化が必要と認められる場合等に行うものとする。

別表第３（第５条）

安全運転管理者講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
法令の知識	１　道路交通法、道路運送車両法等、関係法令の知識 ２　交通事故を起したときの責任
安全運転のための知識	３　交通事故の現状 ４　安全運転の基礎知識 ５　運転適性に関する知識 ６　安全運転の知識 (1)　歩行者等の保護 (2)　危険な場所における走行 (3)　飲酒運転による危険性 (4)　高速道路における走行上の注意
安全運転管理についての心構えと方法	７　管理者の責務 ８　運行の管理 ９　車両の管理 10　運転者の管理 11　運転者の指導教育 12　事故防止対策
交通事故と賠償	13　損害賠償の基本 14　交通事故に対する保険制度 15　自賠法の骨子
注　１　講習内容は地域的な実情を加味して要点的に選択できる。 ２　講習科目の２科目以上に関連するもの又は科目中さらに専門的に掘り下げたものを１科目の内容とすることができる。	

別表第４（第９条）

処分者講習の講習科目に関する基準

<table>
<tr><th>講習区分</th><th>講習事項</th><th>講習科目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">短期講習
中期講習
長期講習</td><td></td><td>（開　　講）</td></tr>
<tr><td>道路交通の現状及び交通事故の実態</td><td>1　道路交通の現状
2　交通事故の実態</td></tr>
<tr><td>運転者としての資質の向上に関すること</td><td>3　運転者の社会的立場
4　安全運転の心構え</td></tr>
<tr><td></td><td>自動車等の運転について必要な知識</td><td>5　安全運転の基礎知識
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法
8　講習対象者別に必要な安全運転の知識</td></tr>
<tr><td>中期講習
長期講習</td><td>自動車等の運転について必要な技能</td><td>9　運転技能についての診断とと指導</td></tr>
<tr><td>短期講習
中期講習
長期講習</td><td>自動車等の運転について必要な運転適性</td><td>10　運転適性についての診断と指導</td></tr>
<tr><td>短期講習
中期講習
長期講習</td><td></td><td>（面接指導）</td></tr>
<tr><td>短期講習
中期講習
長期講習</td><td></td><td>（考　　査）</td></tr>
</table>

備考　各種特別学級を設ける場合は、別に通達するところにより講習科目の一部を省略することができる。

別表第５（第10条）

処分期間の短縮日数の基準

受　　講　　者			考査成績別短縮日数		
処分区別	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80％に当たる日数	処分日数の70％に当たる日数
	中期講習	40日～89日	処分日数の50％に当たる日数	処分日数の45％に当たる日数	処分日数の40％に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45％に当たる日数	処分日数の40％に当たる日数	処分日数の35％に当たる日数

備考　１　考査成績の優は85％以上の成績、良は70％以上の成績、可は50％以上の成績とする。

２　免許の保留並びに免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、１日未満の端数は切り捨てるものとする。

３　受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。

４　令33条の２第１項第８号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

別表第５の２（第10条の４）

違反者講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
座学（講義）	１　道路交通の現状 ２　交通事故の実態 ３　運転者の社会的立場 ４　安全運転の心構え ５　安全運転の基礎知識 ６　道路交通法令の知識及び安全運転の方法 ７　事故事例研究に基づく安全運転の方法 ８　運転適性についての診断と指導
社会参加活動を含む講習	１　活動方法の説明 ２　現場活動
社会参加活動を含まない講習	１　実車による指導と診断 ２　運転シミュレーター操作による診断と指導 ３　面接指導

別表第５の３（第10条の８）

処分基準

法　　令　　名：道路交通法	
根　拠　条　項：第108条の３の５第１項	
処 分 の 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	
原権者（委任先）：石川県公安委員会	
処　分　基　準： 道路交通法第108条の３の５第１項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去３年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、３月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・　交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・　既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が２回に満たないとき ・　特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき	

別表第５の４（第10条の12）

処分基準

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第108条の３の５第２項
処 分 の 概 要	自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）	石川県公安委員会
処　分　基　準	道路交通法第108条の３の５第２項に規定する危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去３年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、３月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・　交通事故によるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・　既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が２回に満たないとき

別表第６（第12条）

指定教習所職員講習の講習科目に関する基準

区　　分	講 習 事 項	講　　習　　科　　目
教習指導員	１　教習指導員として必要な知識	(1)　教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
		(2)　指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(3)　教習指導員として必要な教育についての知識
	２　教習指導員として必要な技能	(1)　教習指導員として必要な自動車の運転技能
		(2)　技能教習の教習方法
		(3)　学科教習の教習方法
技能検定員	１　技能検定員として必要な知識	(1)　教則の内容となっている事項
		(2)　指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(3)　技能検定の実施に関する知識
		(4)　自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	２　技能検定員として必要な技能	(1)　技能検定員として必要な自動車の運転技能
		(2)　自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法
管理者を直接に補佐する職員	１　管理者を直接に補佐する職員として必要な知識	(1)　指定自動車教習所に関する法令等についての知識
		(2)　指定自動車教習所の管理に関する知識

別表第６の２（第13条の４）

高齢者講習及び臨時高齢者講習の講習科目に関する基準

講習科目	講習細目
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1)　地域における交通事故情勢 (2)　高齢者の交通事故の実態 (3)　高齢者支援制度等の紹介
２　運転者の心構えと義務	(1)　安全運転の基本 (2)　交通事故の悲惨さ (3)　シートベルト等の着用
３　安全運転の知識	(1)　高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2)　危険予測と回避方法等 (3)　改正された道路交通法令
４　運転適性についての指導①	(1)　運転適性検査器材による指導
５　運転適性についての指導②	(1)　事前説明 (2)　ならし走行 (3)　課題 (4)　安全指導

※　大型特殊、自動二輪、小型特殊又は原動機付自転車免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者は、１～４までの受講とする。

別表第６の２の２　削除

別表第６の２の３　削除

別表第７（第16条）

更新時講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　一般運転者に対する講習	(1)　道路交通の現状と交通事故の実態 (2)　運転者の心構えと義務 (3)　安全運転の知識 (4)　運転適性についての診断と指導
２　優良運転者に対する講習	(1)　道路交通の現状と交通事故の実態 (2)　運転者の心構えと義務 (3)　安全運転の知識
３　違反運転者と初回更新者に対する講習	(1)　道路交通の現状と交通事故の実態 (2)　運転者の心構えと義務 (3)　安全運転の知識 (4)　運転適性・技能の診断と指導

別表第８

取消処分者講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　運転適性	(1) 運転適性検査 (2) 導入 (3) 運転適性検査結果による指導・助言 (4) 性格と運転の概説
２　運転技能	(1) 運転技能の診断 (2) 危険予知運転の解説
３　安全運転診断	(1) 安全運転実行のための指導・助言 (2) 講習から得られるものは何か

別表第９（第17条の８）

原付講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　技能講習	(1) 基本操作 (2) 基本走行 (3) 応用走行
２　講義講習	(1) 運転適性検査 (2) 視聴覚教育

別表第９の２（第17条の９の４、第17条の９の８、第17条の９の12）

大型車講習及び中型車講習及び準中型車講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　危険を予測した運転	(1) 貨物自動車の特性を理解した運転 (2) 危険を予測した運転 (3) 危険予測ディスカッション
２　悪条件下での運転	(1) 夜間の運転 (2) 悪条件下での運転

別表第９の２の２（第17条の12）

普通車講習、普通車を使用した準中型車講習（現に普通免許を受けていない者に限る）の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション
２　高速道路での運転	(1) 高速道路での運転に必要な知識 (2) 高速道路での運転に必要な技能

別表第９の３（第17条の16、第17条の20）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション (3) 二人乗り運転に関する知識 (4) ケース・スタディ（交差点） (5) 交通状況及び道路環境に応じた運転

別表第９の４（第17条の24）

応急救護処置講習（一）の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　応急救護処置(講義)	(1) 応急救護処置とは (2) 実施上の留意事項 (3) 救急体制 (4) 応急救護処置の基礎知識
２　応急救護処置(実技)	(1) 応急救護処置の基本 (2) 応急救護処置の実践 (3) まとめ

別表第９の５（第17条の28）

応急救護処置講習（二）の講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
1　応急救護処置(講義)	(1) 応急救護処置とは (2) 実施上の留意事項 (3) 救急体制 (4) 具体的な実施要領 (5) 各種傷病者に対する対応 (6) まとめ
2　応急救護処置(実技)	(1) 傷病者の観察・移動 (2) 体位管理 (3) 心肺蘇生法 (4) 気道異物除去 (5) 止血法 (6) 包帯法 (7) 固定法

別表第９の６（第17条の32、第17条の33の４、第17条の36）

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の
講習科目に関する基準

講 習 事 項	講　　習　　科　　目
１　危険を予測した運転	(1) 危険を予測した運転 (2) 危険予測ディスカッション
２　夜間の運転	夜間の運転
３　悪条件下での運転	悪条件下での運転
４　身体障害者等への対応	身体障害者等への対応

別表第10　削除

別表第10の２　削除

別表第11（第18条の６）

認知機能検査員講習の講習科目に関する基準

講 習 項 目	講　　習　　内　　容	時間(分)
１　高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	９０
２　高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	６０
３　認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ﾛｰﾙﾌﾟﾚｲﾝｸﾞ）	１５０

別記様式第１（第３条の２）

初心運転者講習申出書

石川県公安委員会　殿

年　　月　　日

住所

氏名

年　　月　　日生（　　歳）

道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を受けたいので申し出ます。

	講　習　項　目	月　日	備　　考
指導員確認欄	安全運転意識の向上		
	場内コースにおける運転演習		
	路上における運転演習		
	危険予測訓練		
	新たな心構え		

別記様式第２（第３条の５）

初心運転者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会

下記の者について初心運転者講習通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第　　号　　年　月　日　　公安委員会交付
講習の種類	
講習をしようとする理由	
備　　考	

別記様式第２の２（第３条の６）

若年運転者講習申出書

石川県公安委員会　殿

年　　月　　日

住所

氏名

年　　月　　日生（　　歳）

道路交通法第108条の２第１項第14号に規定する講習を受けたいので申し出ます。

	講　習　事　項	月　日	備　　考
指導員確認欄	（１日目） １　適性検査 ２　技能録画 ３　性格と運転の概説 ４　個別指導 ５　安全運転指導		
	（２日目） １　技能録画 ２　個別指導 ３　安全運転指導 ４　全体の振り返り		

別記様式第２の３（第３条の９）

若年運転者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会

下記の者について若年運転者講習通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第　　号　　年　月　日　　公安委員会交付
免許の種類	
講習をしようとする理由	
備　　考	

別記様式第３（第６条）

受　講　証　明　書

（使用者名）

殿

あなたは　　年　　月　　日当公安委員会で実施した安全運転管理者講習を受講されたことを証します。

年　　月　　日

石川県公安委員会

別記様式第４（第７条）

講　　習　　申　　出　　書

石川県警察本部長　殿

私は、道路交通法第108条の２第１項第３号に掲げる講習を受けたいので申出します。

なお、停止期間中は絶対に自動車等を運転しないことを誓います。

年　　月　　日

（整理番号）

申出者氏名

生年月日　　年　　月　　日生

受講成績	適性検査				終了時考査
	ペーパーテスト	機器テスト	シミュレーター	実技	
短縮日数	日間		年　　月　　日まで		

（処分番号）

年　　月　　日　執行　停止　　日

※　処分理由

	年月日	違反行為の種別等	違反	事故	死亡	重傷	軽傷	物	点数
理由									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点
	前歴　　回　累積点数　　点								
備考									

別記様式第５（第10条）

運転免許の停止期間短縮通知書

写

真

年　　月　　日

道路交通法第103条第10項の規定に基づき表記の停止処分はその期間を　　日間短縮し、　　年　　月　　日までとしたので通知します。

石川県警察本部長

別記様式第６（第10条第３項）

写 真

（通知書番号第　　号）

年　　月　　日

石川県警察本部長

自動車等の運転禁止の期間短縮通知書

あなたは道路交通法第108条の２第１項第３号の規定に基づく講習を終了しましたので、あなたに対する自動車等の運転禁止の期間を　　日間短縮し　　日間（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）の運転の禁止とします。

注　運転禁止期間が終了した翌日に、この通知書を持参して石川県警察本部運転免許課行政処分係へ提出のうえ国際運転免許証を受領して下さい。なおその日が日曜、祭日などにあたるときは前日に係へ通知しておいて下さい。

別記様式第６の２（第10条の２）

違反者講習受講申請書

石川県公安委員会　殿

年　　月　　日

住所

氏名

生年月日　　年　　月　　日生

（整理番号）

講習区分	・社会参加活動（事前体験コース）　・社会参加活動（当日体験コース）　・実車等コース					
受講成績	ペーパーテスト	動体視力等	機器テスト	シミュレーター	実車	考査等
処分番号		受講車種	普通車二輪・原付	講習番号		
社会参加活動の内容	事前体験コース					
	当日体験コース					
根拠条文	道路交通法第102条の２					

理由	年月日	違反行為の種別等	違反	事故	死	傷	建	物	点数
									点
									点
									点
									点
									点
									点
									点

備考			
		受講年月日	
		受講済登録	

別記様式第６の３（第10条の６）

違反者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生年月日	
免許証番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会交付
免許の種類	
理　　由	道路交通法第102条の２に該当
基準該当時公安委員会	
備　　考	

（注）　１　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

２　国際運転免許関係を除く。

別記様式第６の４（第10条の６）

違反者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏名	
国際運転免許証等の番号	第　　号　　年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
理由	道路交通法第107条の４の２に該当
基準該当時公安委員会	
備考	

（注）　１　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

２　国際運転免許関係に限る。

別記様式第６の５（第10条の６）

違反者講習通知移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生年月日	
免許証番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会交付
免許の種類	
理　　由	道路交通法第102条の２に該当
講習通知	年　月　日　公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備　　考	

（注）　１　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

２　国際運転免許関係を除く。

別記様式第６の６（第10条の６）

違反者講習通知移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏名	
国際運転免許証等の番号	第　　号　　年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
理由	道路交通法第107条の４の２に該当
講習通知	年　月　日　公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備考	

（注）　１　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

２　国際運転免許関係に限る。

別記様式第６の７（第10条の６）

違反者講習期間経過通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住　　所	
氏　　名	
生 年 月 日	
免許証番号	第　　号　　年　　月　　日　　公安委員会交付
免許の種類	
備　　考	

（注）　国際運転免許関係を除く。

別記様式第６の８（第10条の６）

違反者講習期間経過通知書

年　　月　　日

公安委員会　殿

石川県公安委員会　印

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本邦における住所	
氏名	
国際運転免許証等の番号	第　　号　　年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
備考	

（注）　国際運転免許関係に限る。

別記様式第６の９（第10条の７）

年　　月　　日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

石川県公安委員会　殿

住所

連絡先

氏名

私は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

・　別途調整します。

・　下記のとおりとします。

場所	
日時	年　　月　　日　午前／午後　　時　　分　から

別記様式第６の10（第10条の９）

<table>
<tr><td colspan="6">特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>講習場所</td><td colspan="5">□　石川県警本部
□　石川県運転免許センター
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

別記様式第６の11（第10条の10）

第　　号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

実 施 機 関

備考　実施機関は、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

別記様式第６の12（第10条の10）

年　　月　　日

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

殿

住所

氏名

年　　月　　日生

私は、　　年　　月　　日に　　において特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理　　由	□　亡失　　□　滅失　　□　棄損 □　その他（　　）
備　　考	

備考　　宛先は、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

別記様式第６の13（第10条の11）

年　　月　　日

自転車運転者講習受講命令書受領書

石川県公安委員会　殿

住所

連絡先

氏名

私は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

・　別途調整します。

・　下記のとおりとします。

場所	
日時	年　　月　　日　午前／午後　　時　　分　から

別記様式第６の14（第10条の13）

<table>
<tr><td colspan="6">自転車運転者講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>講習場所</td><td colspan="5">□　石川県警本部
□　石川県運転免許センター
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

別記様式第６の15（第10条の14）

第　　号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

実 施 機 関

備考　　実施機関は、自転車運転者講習を実施した「石川県公安委員会」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

別記様式第６の16（第10条の14）

年　　月　　日

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

殿

住所

氏名

年　　月　　日生

私は、　　年　　月　　日に　　において自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理　　由	□　亡失　　□　滅失　　□　棄損 □　その他（　　）
備　　考	

備考　　宛先は、自転車運転者講習を実施した「石川県公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

別記様式第７（第13条）

受　講　証　明　書

（指定教習所名）

殿

あなたは　　年　　月　　日当公安委員会で実施した指定校職員講習（　　）を受講されたことを証します。

年　　月　　日

石川県公安委員会

別記様式第7の2（第13条の2）

高　齢　者　講　習　等　受　講　申　請　書

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

実施日時		年　月　日　：	実施場所	
（ふりがな） 氏　名			生年月日 性　別	年　月　日（　歳） 男・女
住　所				
運転免許証	有効期限等	交　付　年　月　日 有効期限　年　月　日		公安委員会
	番　号	――		
	種　別	大型 / 中型 / 準中型 / 普通 / 大特 / 大自二 / 普自二 / 小特 / 原付 / け引 / 大型二 / 中型二 / 普通二 / 大特二 / け引二		
	条件等	□ 中型車は中型（8t）に限る　□ 眼鏡等 □　□		
講習の種類等		□ 高齢者講習　6,450円（70～74歳・実車あり）		
		□ 高齢者講習　2,900円（70～74歳・実車なし）		
		□ 高齢者講習　6,450円（75歳以上・実車あり）		
		□ 高齢者講習　2,900円（75歳以上・実車なし）		
		□ 臨時高齢者講習　6,450円（75歳以上・実車あり）		
		□ 臨時高齢者講習　2,900円（75歳以上・実車なし）		
講習の車種		□ 普通自動車　（□ＭＴ車　□ＡＴ車）		
※受講番号		受講番号　　号		
備　考				

※欄は記入しないでください。（職員記載欄）

・手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼りつけ納入してください。

別記様式第7の2の2（第18条の7）

認知機能検査受検申請書

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

実施日時	年　月　日　：	実施場所	
（ふりがな） 氏名		生年月日 性別	年　月　日（　歳） 男・女
住所			
運転免許証 有効期限等	交付　年　月　日 有効期限　年　月　日		公安委員会
運転免許証 番号	――		
運転免許証 種別	大型 / 中型 / 準中型 / 普通 / 大特 / 大自二 / 普自二 / 小特 / 原付 / け引 / 大型二 / 中型二 / 普通二 / 大特二 / け引二		
運転免許証 条件等	□ 中型車は中型（8t）に限る □	□ 眼鏡等 □	
検査別	□ 更新認知機能検査 □ 特定失効認知機能検査 □ 特定取消処分者認知機能検査	□ 任意認知機能検査 □ 臨時認知機能検査 □	
手数料	□ １，０５０円		
※検査	□ ペーパー検査	□ タブレット検査	
※検査番号及び検査結果	検査番号　　号　　総合点	□３６点以上 □３５点以下（　点）	
備考			

※欄は記入しないでください。（職員記載欄）

・手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼りつけ納入してください。

別記様式第7の2の3（第18条の8）

運　転　技　能　検　査　受　検　申　請　書

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

実施日時	年　月　日　：	実施場所	
（ふりがな） 氏　名		生年月日 性　別	年　月　日（　歳） 男・女
住　所			
運転免許証 有効期限等	交　付　年　月　日 有効期限　年　月　日		公安委員会
運転免許証 番号	――		
運転免許証 種別	大型 / 中型 / 準中型 / 普通 / 大特 / 大自二 / 普自二 / 小特 / 原付 / け引 / 大型二 / 中型二 / 普通二 / 大特二 / け引二		
運転免許証 条件等	□ 中型車は中型（8t）に限る □	□ 眼鏡等 □	
検査別	□ 更新運転技能検査 □ 特定失効運転技能検査	□ 任意運転技能検査 □ 特定取消処分者運転技能検査	
手数料	□ ３，５５０円		
※検査番号	検査番号　　号		
※検査結果	第一種	□ ７０点以上（　点） □ ６９点以下（　点）	
	第二種	□ ８０点以上（　点） □ ７９点以下（　点）	
備　考			

※欄は記入しないでください。（職員記載欄）

・手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼りつけ納入してください。

別記様式第７の３（第13条の５）

第　　号

高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第12号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

実車指導の有無	有　・　無

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第8（第14条）

運転免許証更新申請書（受講申請書）

石川県公安委員会　殿　　年　　月　　日

更新手数料	講習手数料

変更項目チェック	① 資料区分	更新	期格	特更	格更	経格	経更	住	氏	住氏	本国	住本	氏本	氏住本	外住	外住氏	外住本	外住氏本	再交付	
		36	31	32	33	35	38	51	52	53	54	55	56	57	A1	A3	A5	A7	59	
	⑥ 生年月日							年			月			日						
	③ 免許証番号													⑦ 性別	男	女				
															1	2				
	⑨ フリガナ													連絡先						
	⑧ 氏　名	（姓）						（名）						(TEL)						
	⑩ 籍・国籍等																			
	⑪ 住　所	石	川	県																
⑫ 免許の条件等	変更	付加	解除																	
⑱ 免許の種類		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二				
		11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34				
㉔ 特定失効区分		6ヶ月以内やむを得ず今回のみ			6ヶ月以内やむを得ず今回及び前回		6ヶ月以内やむを得ず 今回、前回及び前々回			なし					㉓ 更新申請県					
		1			2		A			0										

別記様式第８の２（第14条）

一　般　講　習　　No.

更　新　時　講　習
免　許　証　交　付　の　ご　案　内

更新時一般講習を次のとおり行いますので受講してください。

◇講習時間

：　から　（約１時間）

◇講習会場

階　　講習室

＊講習会場の受付けで、この用紙を提出してください。

受講証明欄

◆免許証交付

講習終了後、上記講習室で交付します。

別記様式第８の３（第14条）

優　　No.

更　新　時　講　習
免　許　証　交　付　の　ご　案　内

更新時優良講習を次のとおり行いますので受講してください。

◇講習時間

：　から　（約30分間）

◇講習会場

階　　講習室

＊講習会場の受付けで、この用紙を提出してください。

受講証明欄

◆免許証交付

講習終了後、上記講習室で交付します。

別記様式第８の４（第14条）

違　反　講　習　（午後１回目）
初　回　講　習　No.

更　新　時　講　習　の　ご　案　内

◇と　き

［　　］から　２時間

◇ところ

［　　］講習室

受講証明欄

※講習会場の受付で、この用紙を提出してください。

◆免許証交付

講習終了後、上記講習室で交付します。

（但し、免許停止中の方は除きます。）

裏面に講習場所が記載されてます。

別記様式第９　削除

別記様式第10(第17条の2)

<table>
<tr><td colspan="15">取消処分者講習受講申請書

年　月　日
石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>氏名、生年月日</td><td colspan="7"></td><td colspan="7">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="14"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="14"></td></tr>
<tr><td colspan="2">免許欠格期間満了の日</td><td colspan="13">年　月　日</td></tr>
<tr><td>取消前に取得していた免許の種類</td><td>大型</td><td>中型</td><td>準中型</td><td>普通</td><td>大特</td><td>大自二</td><td>普自二</td><td>小特</td><td>原付</td><td>け引</td><td>大型二</td><td>中型二</td><td>普通二</td><td>大特二</td><td>け引二</td></tr>
<tr><td>交付公安委員会</td><td colspan="14">公安委員会</td></tr>
<tr><td>希望する講習の車種</td><td colspan="5">四輪</td><td colspan="5">二輪</td><td colspan="4">原付</td><td rowspan="3">写真貼付欄</td></tr>
<tr><td>※講　習　日</td><td colspan="14">年　月　日</td></tr>
<tr><td>講 習 場 所</td><td colspan="14">石川県運転免許センター</td></tr>
</table>

（備考）　1 氏名、生年月日、本籍・国籍、住所欄は明瞭に楷書で記載すること。
2 申請書は、※印の欄には、記載しないこと。
3 手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼り付け納入すること。
4 写真（縦３ｃｍ、横２．４ｃｍ、６か月以内の撮影、上三分身、無帽、無背景）２枚を添付すること。

別記様式第10の２（第17条の６）

<table>
<tr><td colspan="7">原　付　講　習　受　講　申　請　書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="4">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="6">原付講習（道路交通法第108条の２第１項第６号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の３（第17条の９）

第　　号

原付講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第６号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の３の２（第17条の９の２）

<table>
<tr><td colspan="7">大　型　車　講　習　受　講　申　請　書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="4">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="6">大型車講習（道路交通法第108条の２第１項第４号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の３の３（第17条の９の５）

第　　号

大型車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（大型車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の３の４（第17条の９の６）

<table>
<tr><td colspan="6">中　型　車　講　習　受　講　申　請　書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">中型車講習（道路交通法第108条の２第１項第４号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の３の５（第17条の９の９）

第　　号

中型車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の3の6（第17条の9の10）

<table>
<tr><td colspan="6">準 中 型 車 講 習 受 講 申 請 書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">準中型車講習（道路交通法第１０８条の２第１項第４号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（ 手 数 料 証 紙 貼 付 欄 ）</td></tr>
</table>

別記様式第10の3の7（第17条の9の13）

第　　号

準中型車講習終了証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法第１０８条の２第１項第４号に掲げる講習（準中型車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　　印

別記様式第10の４（第17条の10）

<table>
<tr><td colspan="7">普通車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="4">連絡先　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>手数料
納入理由</td><td colspan="6">普通車講習（道路交通法第108条の２第１項第４号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手数料
納入金額</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（手数料証紙貼付欄）</td></tr>
</table>

別記様式第10の５（第17条の13）

第　　号

普通車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第４号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の６　（第17条の14）

<table>
<tr><td colspan="8">大型二輪車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="7">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="5">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>手数料
納入理由</td><td colspan="7">大型二輪車講習（道路交通法第108条の２第１項第５号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手数料
納入金額</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8">（手数料証紙貼付欄）</td></tr>
</table>

別記様式第10の７（第17条の17）

第　　号

大型二輪車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（大型二輪車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の８（第17条の18）

<table>
<tr><td colspan="6">普通二輪車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手数料
納入理由</td><td colspan="5">普通二輪車講習
（道路交通法第108条の２第１項第５号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手数料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（手数料証紙貼付欄）</td></tr>
</table>

別記様式第10の９（第17条の21）

第　　号

普通二輪車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第５号に掲げる講習（普通二輪車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の10（第17条の22）

<table>
<tr><td colspan="6">応急救護処置講習(一)受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">応急救護処置講習(一)
（道路交通法第108条の２第１項第８号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の11（第17条の25）

第　　号

応急救護処置講習(一)終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第８号に掲げる講習（応急救護処置講習(一)）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の12（第17条の26）

<table>
<tr><td colspan="6">応急救護処置講習(二)受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">応急救護処置講習(二)
（道路交通法第108条の２第１項第８号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の13（第17条の29）

第　　号

応急救護処置講習(二)終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第８号に掲げる講習（応急救護処置講習(二)）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の14（第17条の30）

<table>
<tr><td colspan="6">大型旅客車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">大型旅客車講習
（道路交通法第108条の２第１項第７号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の15（第17条の33）

第　　号

大型旅客車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第７号に掲げる講習（大型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の15の２（第17条の33の２）

<table>
<tr><td colspan="6">中型旅客車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">中型旅客車講習
（道路交通法第108条の２第１項第７号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の15の３（第17条の33の５）

第　　号

中型旅客車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第７号に掲げる講習（中型旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第10の16（第17条の34）

<table>
<tr><td colspan="6">普通旅客車講習受講申請書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="3">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>本籍・国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入理由</td><td colspan="5">普通旅客車講習
（道路交通法第108条の２第１項第７号に基づく）</td></tr>
<tr><td>手　数　料
納入金額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（　手　数　料　証　紙　貼　付　欄　）</td></tr>
</table>

別記様式第10の17（第17条の37）

第　　号

普通旅客車講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第７号に掲げる講習（普通旅客車講習）を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第11（第17条の５）

第　　号

写　真

押 出 し

スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第２号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第12（第17条の５）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年　　月　　日 石川県公安委員会　殿	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日生
住　　所	
再交付を申請する理由	
受講日	年　　月　　日
場　　所	

（備考）１　明瞭に楷書で記載すること。

２　写真（縦３㎝、横２．４㎝、６か月以内の撮影、上三分身、無帽、無背景）２枚添付すること。

別記様式第13（第18条の２）

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

申請者　住所　　電話番号

氏名

特　定　任　意　講　習　申　請　書

下記のとおり特定任意講習を受講したく申請します。

1　講習の内容

区　　分	内　　容
団体等の名称	
所　在　地	
代　表　者	
対　象　者	
講習希望日時	
講習希望場所	
受講者氏名	次のとおり
備　　考	

2　受講者氏名

No.	区　分	氏　　名	生年月日	免許証 有効年月日	備　　考

別表様式第14（第18条の２）

<table>
<tr><td colspan="7">特 定 任 意 講 習 受 講 申 請 書

石川県公安委員会　殿</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td colspan="6">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td>（氏）</td><td>（名）</td><td colspan="4">連絡先　　（電話番号）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td><td>性別</td><td colspan="2">男　女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>免許証有効
年　月　日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>免許種類</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

別記様式第15（第18条の５）

第　　号

特定任意講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日運転免許に係る講習等に関する規則第２条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式15の２　削除

別記様式15の３　削除

別記様式第16（第18条の６）

<table>
<tr><td colspan="2">認知機能検査員講習受講申請書
石川県公安委員会　殿
年　　月　　日
住所
氏名
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>受講年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>講 習 区 分</td><td>□　高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に該当
□　認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了
□　上記講習を終了した者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）を終了
□　平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了
□　平成21年４月１日から平成25年３月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了
□　上記以外の者に該当</td></tr>
</table>

備考　１　手数料は、石川県証紙を別紙「使用料（手数料）納入票」に貼り付け納入すること。

２　講習区分が、高齢者講習における指導に必要な能力を有する者に該当する場合は、それぞれの講習又は研修を終了した旨が記載されている書面の写しを添付すること。

別記様式第17（第18条の６）

終　了　証

住所

氏名

年　　月　　日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。

年　　月　　日

石川県公安委員会

別記様式第18（第18条の７）

認知機能検査結果通知書

住　　所
氏　　名
生年月日
検査年月日　　総合点 [　　] 点
検査場所　　（A　　点）
（B　　点）

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式第18の２（第18条の７）

認知機能検査結果通知書

住　　所
氏　　名
生年月日
検査年月日
検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

別記様式18の３　削除

別記様式第19

第　　号

運転技能検査受検結果証明書

住　　所

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日、　　において、道路交通法第97条の２第１項第３号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運　転　技　能　検　査　の　結　果	点

□　大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

（合格基準）

・　下記以外の運転免許　→　７０点以上

・　大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許　→　８０点以上

年　　月　　日

石川県公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。